## H24 年 4 月 5 日告示

## 備後圏都市計画地区計画の決定(尾道市決定)

都市計画丁卯新涯地区地区計画を次のように決定する。

	名	称	丁卯新涯地区地区計画
	位	置	尾道市高須町字丁卯新涯の一部
	面	積	約1. 94ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、東新涯土地区画整理事業施行区域に隣接しており、この区
			域と均衡のとれた適正な土地利用の誘導が必要な地区である。
			このため、地区計画を策定することにより、宅地開発後に予想される市
			街地環境の悪化を未然に防止し、ゆとりある良好な市街地環境の創出と
			保全を図る。
	土地利用の方針		本地区は、一戸建住宅を中心として、敷地の細分化等の防止により、
			良好でゆとりある居住環境の形成を図る。
	建築物等の整備方針		土地利用方針に沿った良好な市街地を形成するため建築物の用途
			制限、敷地の細分化等による市街地環境の悪化を防止するため建築物
			の敷地面積の最低限度を定める。
			また、ゆとりある都市空間の形成のため、建築物の高さの最高限度を定
			める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途	建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(い)項に揚げる建築
		の制限	物以外の建築物は建築してはならない。
		建築物の敷地	建築物の敷地面積の最低限度は165平方メートルとする。ただし、良
		面積の最低限	好な市街地環境の維持増進を図る上で特に支障がないもので、市長が
		度	やむを得ないと認めた場合には、この限りではない。
		建築物等の高さ の最高限度	10メートル

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」